

払戻金制度

当社の紹介により採用した求職者が、明らかに求職者本人の責による解雇または自己都合により退職した場合は下記の通りにて紹介手数料を払戻致します。

なお、本制度の詳細・適用については各求人者との取引において、返金制度を変更する場合があります。

また、求職者が自己都合以外の理由で退職した場合（名目は自己都合であるが、本人の責に帰さない事由で退職した場合、整理解雇を含む会社都合退職または本人の死亡等を含むが、これらに限らない）は、本払戻金制度は適用されません。

1 か月未満の場合	5 0 %
3 か月未満の場合	3 0 %
6 か月未満の場合	1 0 %

（別途消費税）